

秋田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第34号

秋田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市国民健康保険条例施行規則（昭和58年秋田市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項および第10条中「その世帯に係る被保険者証および」を削る。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。